

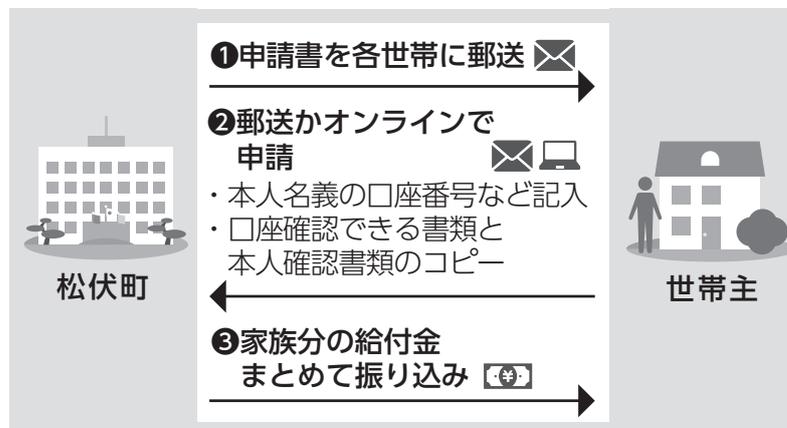
# 郵送申請開始 特別定額給付金

問合せ 企画財政課  
特別定額給付金受付窓口 ☎971-7703

申請期間 ～8月31日(月)当日消印有効

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う家計への支援のため、「特別定額給付金」の支給を開始します。

## 申請手続きの流れ



### ▶ 給付対象者

令和2年4月27日現在、松伏町に住民登録がある方

### ▶ 申請・受給者

給付対象者の属する世帯の世帯主

### ▶ 給付額

給付対象者1人につき10万円

## 《郵送申請方式》

・5月22日付けで世帯主の方あてに特別定額給付金申請書を送付しました。同封の申請書に記載されている内容を確認し、給付金の振込口座等を記入してください。給付金は原則、申請者の本人名義の銀行口座にお振込みします。

※申請書には、あらかじめ、家族全員の氏名や生年月日が印刷されており、世帯として受け取れる合計金額がわかるようになっています。

・同封の返信用封筒に、次の書類を同封し、返送してください。

①特別定額給付金申請書

②世帯主の本人確認ができる書類のコピー(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)

③世帯主名義の通帳又はキャッシュカードのコピー

### ▶ 給付までの流れ

申請内容を確認後、支給決定通知を送付します(振込予定日は決定通知書に記載します)。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「郵送」又は「オンライン」での申請にご協力をお願いします。

## 《オンライン申請方式》

### 5/11～受付中

・世帯主がマイナンバーカードを所有している場合、マイナンバー制度の専用サイト「マイナポータル」でオンライン申請をすることができます。

・マイナポータルの特別定額給付金の申請画面から、世帯主及び世帯員の情報並びに振込先口座情報を入力した上で、振込先口座の確認書類の写真をアップロードしてください。

・申請者の本人確認ができる書類は必要ありません。

## 給付金を装った詐欺にご注意を！

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください。

役場や県・国の職員などが次のことを行うことは絶対にありませんので、不審なメールや電話などには十分ご注意ください。

▲電話で金融機関の口座番号や暗証番号などの個人情報を問い合わせること

▲ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすること

▲受給にあたり、手数料の振込みを求めること

▲メールで手続きをお願いすることや手数料などの振込を求めること

▲「LINE」での友だち登録や手続きをお願いすること

ご自宅や職場に町役場や県・国の職員などをかたった電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、役場や最寄りの警察署にご連絡ください。

**手続不要**

## 子育て世帯への臨時特別給付金

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

子育て世帯の生活を支援するために、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人あたり1万円を支給します。支給を受けるにあたって申請は不要です。

※ただし、公務員は、所属庁(勤務先)が支給対象者であると証明した上で、本人がすこやか子育て課に申請してください。支給を希望しない場合は、すこやか子育て課にお電話ください。辞退用紙を送付しますので、6月15日(月)までに提出してください。

▶**支給対象者** 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の本則給付(児童1人あたり月額1万円又は1万5千円)を受給している方

▶**対象児童** 児童手当の令和2年4月分の対象となる児童

※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

▶**給付額** 対象児童1人につき1万円 ※7月までに対象の方へ支給します。

※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、令和2年12月末までに、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。

手続等が行われない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されません。

※当該口座の変更等に支障がある場合は、すこやか子育て課までお問い合わせください。

Q. 引っ越した場合には、支給を受けられますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日(令和2年3月31日)時点での居住市町村(特別区含む)から支給されますので、4月1日以降転居された方は、基準日に住民登録していた市町村にお問い合わせください。

新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、支給を受けられますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者(DV加害者)が受けている場合についても、松伏町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、支給を受けられますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

## イベント、公共施設の使用等の実施可否について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、掲載イベント・講座等について中止、公共施設の休所・休館又は使用制限の措置を取らせていただく場合があります。

開催中止が決定しているイベント等

・サマーキャンプ(8月) ・子育て支援事業「もうすぐ七夕 笹かざりをつくりましょう」(7/3)

最新の情報につきましては、順次町ホームページ等でお知らせをしますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、町ホームページ等で確認が取れない場合は、各開催元や各担当へお問い合わせください。